

平成 2 1 年度 第 5 回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成 2 2 年 3 月 3 0 日（火） 午後 1 時 3 0 分～ 4 時 3 0 分
開催場所	松阪市役所 5 階特別会議室
出席者 (敬称略：5 0 音順)	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 副委員長 村田 裕（名城大学教授） 委員 坂本 聡子（司法書士） 委員 吉川 和男（税理士） 委員 吉田 弘一（三重中京大学名誉教授）
事務局	磯田 契約監理担当参事 房木 契約監理課長 佐藤 検査・契約担当主幹 高村 契約係長 橋本 調達係長 池内 契約係主任
議題	議題 1 入札及び契約手続の運用状況等の報告（平成 2 2 年 1 月から 3 月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題 2 抽出事案の審議（吉川委員抽出） 議題 3 随意契約締結に係る意見聴取について 議題 4 平成 2 1 年度入札制度及び運用に関する意見書について その他 ・次回開催日程及び抽出委員の選定

委 員	松 阪 市
●入札及び契約手続の運用状況等の報告	
	・工事の発注状況について 実施入札 88 件、平均落札率 84.89%、平均参加者 6.4 者であった。例年の同時期に比べて発注件数が多いのは、先の台風 18 号の影響で、国の査定が済んだ災害復旧工事が年度末に集中したため、実施入札の内 32 件

	がそれに該当するものである。また、参加者数が少なく、不調が 12 件発生したことについては、年度末で業者が手持ち工事の都合で技術者の配置が困難であったり、災害復旧工事は小規模で細かい部分が多いこともあり、敬遠されたことも原因にあるのではないかと推測される。 ・指名停止措置の運用状況について 建設業法違反により、1 者に対して 1 件の指名停止を行った。(松阪市発注のものではない)
● 抽出事案の審議（吉川委員抽出）	
○今回、実施入札が 88 件あった中で、12 件が不調だったことは、手持ち工事制限の関係があり、現場代理人が一現場に一人居なければならないという技術者の都合がつかないという事態であったと推測されることは概ね理解できる。 入札参加者が 1～2 者しか居なかった案件は 17 件で全体の 19.32%、落札率が 90%以上と高い率となった案件が 11 件で全体の 12.5%であった。また、全体の平均落札率が 84.89%である状況の中、入札参加者が少なかった 17 件の落札率は 90.2%であり、やはり高落札率と反映するのではないだろうか。現に、落札率が 90%以上と高かった 8 件の内、入札参加者が 1 者であった 3 件数の割合はその 37.5%にもなる。特に公告番号 525「平成 21 年災 112-31 嬉野上小川町畑（畦畔）災害復旧工事」は入札参加者が 1 者で落札率が 100%、公告番号 560「21 年災第 303 号普通河川ネギ谷川河川災害復旧工事」は入札参加者が 1 者で落札率が 99.56%、公告番号 518「準用河川百々川外河川災害復旧工事」は入札参加者が 1 者で落札率が 99%と高い落札率の結果となっているが、どのように分析しているのか。	入札参加者が 1 者で高落札率であった案

○不調が 12 件と多かったのはこういった状況が影響していると考えているのか。 ○その随意契約の請負額を競争入札と同様の落札率とした場合、どれくらいの率となっているのか。 ○このような災害復旧工事については、国からの補助はあるのか。	件の中の内、落札率が 100%となったものについては、その内容が災害復旧工事の案件であったことから、その規模が小さく細かいにも関わらず技術者の人員を割くことになるのならば、入札への参加はしても安価での請負いは避けたいという考えが作用し、必ず有効の範囲内となる設計金額の 98%の金額で応札したのではないだろうか。結果として、1 者の入札参加だったことで応札額が最低制限価格を下回り落札外となることを防ぐ意図で予定価格算出率を 98%としたことと合致し落札率が 100%となったものであると考える。 入札が不調となった直接的な原因は入札参加者が居なかったことによるものであるが、その背景としては、冒頭に説明したとおり、業者の手持ち工事が年度末で多く技術者の配置が出来ない状況であったり、災害復旧工事は小規模であることから、中には入札参加者が 0 者であった案件もあるように敬遠されたのではないかと考えている。これらの結果の対処については、2 つの工事を一つに合冊し、仕様を変更して再度発注を行ったり、金額的に自治法の許容範囲の範疇である工事内容のものについては、地元業者と折衝を行い随意契約をするなどして事業の着工に至っている。 不調になった中には、池の補修・改良工事など薬液注入をする工事が複数あり、それらについては、市内業者では施工不可能な内容で特殊性が高いことから、落札率は 90～95%と高いが、概ね他の案件については、85～89%の範囲での契約となっている。
---	--

○再度公告を行ったものについての入札状況はどうなっているのか。 ○この工事の現場はそれぞれがかなり離れているのか。 ○現場の災害場所を分ける方法は何か決まっているのか。 ○最低制限価格を現在 85%で運用している中で、以前から不合理な結果が発生しているが、その率を引き下げるとどのような状況となると推測されるか。 他に具体的な最低制限価格の算定方法はないものか。	建設に係る災害については、概ね 2 / 3 が補助されている。 例えば、公告番号 469「112-7・33・34・35・36 柚原町田（畦畔）災害復旧工事」については、入札参加者数が 2 社ではあったものの、落札率は 85.48%と競争性が確保された結果となっている。 数 100mは離れているといった状況である。 災害事業の申請をする際に、1 件の現場が 100～200m離れると別の現場として考え、それぞれで申請することとなっている。 最低制限価格の算出率は引き下げても同様の状況と推測する。不合理な結果の例示を見てみると、予定価格算出率が高く出た場合に設計金額にその率を乗じたのみの高い応札額で待っていた業者がたまたま落札するというのが典型的結果となっている。この結果は殆どの業者が設計金額に予定価格算出率を乗じて更に最低制限価格算出率を乗じて応札している分、当該案件の内無効となってしまった最も安価であった応札額との差が大きく、高い落札金額で不合理な結果となったとの印象がある。 近年では、平均型最低制限価格制度や中央公契連モデルの運用自治体が多く見られる。三重県内の他市の状況をみてる
--	---

落札率が 70%を割るとどういった懸念があるのか。	と、四日市市や伊勢市が平均型最低制限価格制度を運用しているが、その最低制限価格の計算方法の仕組み上、業者からの入札金額が回数ごとに低くなる傾向があり、落札率が時には 70%を割ることもあったと聞く。この方法は当市も総合評価の試行の中においてのみ運用しているところである。 低い請負金額となれば総体的に経費が圧縮されることから、工事そのものの履行性の担保が懸念されるところとなるであろう。
● 随意契約締結に係る意見聴取について	
委員会としての意見 一旦導入すると一定期間は業者が固定されてしまうのは理解できるが機器の更新時には競争により業者選定がされるように注意を払ってもらいたい。	33 件の随意契約について委員の意見聴取をいたしたい。 場内テレビ・警備監視業務委託・・・場内のテレビの設置、放送、配信等の業務である。設置されている機器は当該業者所有であることから入れ替えには多大な時間とコストが必要となることから、当該業者と随意契約するものである。 トータリゼータシステム保守委託(本場) トータリゼータシステム保守委託(川越)・・・この 2 件は本場、場外での車券の販売機器の保守委託である。設置業者以外には保守できないことから当該業者と随意契約を行うものである。機器の入れ替えについては四日市競輪との相互払戻を行う協定を結んでいることから他メーカーの機器では当協定に基づく業務ができないことから同メーカー製に限られることとなることから当該業者と

委員会としての意見 やむを得ないものとするが金額については妥当性を確保することを念頭に協議いただきたい。 委員会としての意見 やむを得ないものとするが金額については妥当性を確保することを念頭に協議いただきたい。 委員会としての意見 合特法の対象としているのはあくまで個々の業者であることから協同組合を対象とするのは合特法の趣旨に反するのではないか。半永久的に代替業務を提供する形になると思われることから、一定期間以降については競争入札すべきではないか。 委員会としての意見 損失補償的なものが法の趣旨ではなくこのままでは半永久的に代替業務を提供する形になると思われることから、一定期間以降については競争入札すべきではないか。今後の業務の進め方については検討が必要と思	随意契約するものである。 競技委託料・・・自転車競技法及び松阪市自転車競走実施条例において指定されている法人は本団体以外ないことから当該業者と随意契約を行うものである。また本契約金額の元になる金額表は全国で統一したものであることから特に本市のものが著しく高価であることにはなりません。 松阪市一般廃棄物収集運搬業務委託・・・合特法に伴い下水道の整備等によるし尿処理業者への支援策としての位置づけであります。合特法対象となる業者 8 社で構成する組合であり、他社の参入は認められないものであることから当該業者と随意契約を行うものである。 一般廃棄物収集運搬委託 一般廃棄物収集運搬委託・・・この 2 件は 同様の業務であり嬉野管内の地域を各合特法対象業者と随意契約を行うものである。
---	--

われる 委員会としての意見 実際にそのような内容の聞き取りなどが実際行われているかの履行確認が必要なのではないか。対価として支払われているとしてその実態としてどのようなものが自治会でされているか十分に確認いただきたい。また、コスト的な観点から言えば他市では新聞への折込みなどの検討や、外国人や自治会に入っていない人も増えてきていることから本業務についても今後の対応についても検討すべき時期に入っているのではないか。 委員会としての意見 やむを得ないものとするが金額については妥当性を確保することを念頭に協議いただきたい。	広報広聴補助業務等委託業務 広報等の配布委託業務・・・はポスターの掲示、回覧、広報広聴補助業務(説明会、ワークショップ等の招集、取りまとめなど)を自治会に依頼するものである。は広報紙、チラシ等の各戸への配布である。積算根拠として聞き取り1回当たり1軒分21円を積み重ねて計算するものであり、随意契約を行うものである。 税務総合システム等業務 ネットワーク運用支援委託契約 子ども手当システム開発業務委託 子ども手当電算処理業務及び関連業務委託 電子入札システム保守運用支援業務委託 電子入札システム機能追加等業務委託・・・から については現在運用している各システムの運用支援業務、保守作業、付随業務委託及び、新規に導入するシステムの場合における住基情報等が必要としている業務です。導入業者でないとそれらの作業ができないことから当該業者と随意契約を行うものです。金額については業者の提示した金額を担当課において交渉し精査しています。 ごみ焼却施設運転維持管理業務等委
---	---

委員会としての意見 やむを得ないものとするが金額については妥当性を確保することを念頭に協議いただきたい。 委員会としての意見 やむを得ないものとするが金額については妥当性を確保することを念頭に協議いただきたい。 委員会としての意見 やむを得ないものとするが金額については妥当性を確保することを念頭に協議いただきたい。	託・・・第二清掃工場の施設の運転に係る維持管理業務委託である。市の負担部分は燃料や原材料などの細かな部分までが指定されている。相手方が負担しているのは服飾類などである。班長は技術を持つものが配置されている。ほかにも各種資格を持つものが配属されており 22 名が配置されている。導入業者である当該業者と随意契約を行うものである。 都市下水路管理運営事業排水機場運転管理業務委託・・・放流先の河川水位などを予測し、運用する必要があることから当該業者と随意契約を行うものであるが、今後は本庁管内の同種業務とあわせて入札を行うものであります。 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業委託業務・・・農業部門でのポンプ管理業務であるが国補分の業務もあることから同業者に依頼することにより技術指導、操作実施など適切に維持管理を行なうことができます。当該業者が直接資格を持つ自社職員を配置することとなります。 資源物選別作業等業務委託・・・3 号随契により当該業者と契約を行うもので民間業者では受託されにくい業務であることから契約を行うものである。第一清掃工場にて作業を行っているもので選別されたもののうちアルミなどは資源物として別途入札によ
---	--

委員会としての意見 やむを得ないものとするが金額については妥当性を確保することを念頭に協議いただきたい。 委員会としての意見 やむを得ないものとするが金額については妥当性を確保することを念頭に協議いただきたい。 委員会としての意見 利用状況によりこのまま事業の継続を行うか否かについては検討が必要であると思われる。利用者数が少ないのであれば乗合タクシーなど別の方法に切替えるなどの方法を選択するべきであると思われる。	り引き取り業者を選定することとしている。 松阪公園ほか１９箇所公園等清掃除草委託・・・不定期な業務であり、仕様書を厳格に定めることが困難であることから民間事業者では受託されづらいものでもあることから当該業者への委託を行うものである。 ㊦ 廃止代替バス運行業務 ㊧ 市街地循環線（鈴の音バス）運行業務 ㊨ 空港アクセス線・三雲松阪線運行業務・・・この３件については当該廃止された路線の代替路線、市内循環線、空港アクセス・三雲線各路線の認可を三重交通㈱が得ていること、継続性、バスターミナルの利用などの点から当該業者と随意契約を行うものである。 ㊤ 松阪市緊急通報装置貸与事業業務委託 ㊦ 松阪市介護保険システム再構築業務委託 ㊧ 外国語指導助手派遣事業 ㊨ 読書室いきいきプラン事業・・・この４件についてはプロポーザル方式により業者選定を行っているものであります。金額以外の面も重視して業者選定を行うものであります。プロポーザル方式とは企画提案をもらい、価格以外の面にも着目し、点数化を行い総合点により選定業者を決定するものです。㊤についてはおおむね６５歳以上の独居しているなど安否確認が必要な老人の住まいに緊急通報装置を設置し
---	---

委員会としての意見 やむを得ないものとするが選定方法については金額を含めて十分に協議いただきたい。 委員会としての意見 やむを得ないものとするが金額については妥当性を確保することを念頭に協議いただきたい。	ておき緊急時の連絡手段とするものです。通報装置としてだけではなく健康などの相談業務を行うためのツールとしても利用されています。^㉓については金額の大部分はシステムの利用機器に関するリース料ですが前回のシステム及び機器の保守期限が来たことからシステムを含めて選定業者を決定するものです。^㉔については派遣業者を想定していますが英語指導者、ALT 派遣業務など関連する業務を備考欄に記入のあるものが4、5 社あり、それらが参加するものと考えられます。^㉕については小中の図書館内の司書的な役割を行うもので、読み聞かせ方法や、開架方法などにより子どもたちの読書への親しみを向上させることを意図しています。 ^㉖ 給食炊飯委託・・・給食の製パン、炊飯を当該業者に委託することで三重県内同一価格、安定供給がなされることから当該業者と随意契約を行うものである。それ以外の給食については各給食センターが調理している。 ^㉗ 障害者地域活動支援センター委託業務 ^㉘ 松阪市うきさと憩センター業務委託・・・この2 件については福祉関係施設に係る施設の運營業務委託であります。各施設にかかる業務を実施できるノウハウ、資格を持つものと契約を行うものであります。^㉙については担当している業者は松阪厚生病院の係のある愛恵会がノウハウ及び人員を持っていることから業者選定をおこなったものである。^㉚については主にデイサービスの業務を行うものであり設立当初、当地区において
--	--

委員会としての意見 やむを得ないものとするが金額については妥当性を確保することを念頭に協議いただきたい。 委員会としての意見 やむを得ないものとするが金額については妥当性を確保することを念頭に協議いただきたい。また、と同様の作業であることから今後作業の１本化を検討すべきではないか。 委員会としての意見 本業務においては地方税法、弁護士法、サービス法の各法に抵触する可能性が否めないことから確認が必要である。サービスの認可を受けていないと当該業務は受託できないものであることから確認が必要である。また、その効果についても数字を確認する必要がある。	このようなサービスを提供できるような業者は他にないことから当業者を選定したものであります。 ㊦ 資源物選別作業及び日曜受付等業務委託・・・資源物の選別作業及び第二清掃工場の日曜受付業務を行うものである。選別に感及び受け付け業務のノウハウ知識を持つことから作業効率を勘案し当該業者と随意契約を行うものである。 ㊧ 電話催告業務委託・・・従来からの滞納整理に加え人員削減に対応するべく民間業者を利用した電話催告を行うことにより収納率の向上をはかり、少ない人数でより以上の対応を行うべく導入したものである。平成２０年より実施し本年で３年目になり一定の成果があることから引き続き当該業者と随意契約を行うものである。 ㊨ 夜間休日などの緊急時対応にかかる委託業務・・・緊急時の水道に関する業務を受託するために市内の市の呼びかけに応じた業者、数社がそれぞれ専門に応じるための会社を設立したものである。当該業者以外に２４時間
--	---

委員会としての意見 やむを得ないものとするが金額については妥当性を確保することを念頭に協議いただきたい。 今後の委員会について、随意契約に関して基本的に事後の確認作業となることから、本年度の契約については変更などはないものの、次年度への対応などは事務局から担当課へ周知いただき反映させていただきたい。また、今回のように審議案件が多い場合は、臨時に委員会を設定するなどの措置が必要と思われることからスケジュールについて検討をいただきたい。	365日態勢で緊急対応できるものはないことから当該業者と随意契約を行うものである。
● 次回開催日程について	
次回開催日を平成22年4月22日(木)の15:30~とする。	